ランサムウェア攻撃インシデント対応演習
実施業務委託

入札仕様書

電力広域的運営推進機関

2026 年 8 月

事業内容（仕様書）

1. 件名

ランサムウェア攻撃インシデント対応演習実施業務

2. 適用範囲

本仕様書は、電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という）が発注する「ランサムウェア攻撃インシデント対応演習実施業務委託」に適用する。本仕様書は、本機関が上記業務を委託するにあたり、受託者が実施すべき事項について定めるものである。

3. 背景・目的

近年、社会インフラや産業基盤にダメージを与えるサイバー攻撃のリスクが増大している。また海外の電力関連施設・事業者が他国家の支援を受けた脅威アクターからのサイバー攻撃を受けることで、社会基盤の安全が脅かされる事案が発生している。これらを背景とし、電力広域的運営推進機関は、本機関がサイバー攻撃を受けた際に実践で使える技術・知識・経験の向上を目的とした、部門横断のインシデント対応演習を実施する。

4. 実施概要

サイバーセキュリティ業務関係者等に対し、さらなるスキル・実践力向上を目的としたインシデント対応演習を以下の要領にて実施する。

(1) 演習の実施：次の内容を中心に１日で実施予定

ア．午前（ログの解析などによるマルウェア感染の検知・確認）

イ．午後（解析したログの結果に基づいたインシデント対応・復旧についての協議）

(2) 演習の実施場所（机上演習：電力広域的運営推進機関内会議室）

(3) 演習の参加者

ア．午前（情報システム室担当者、広域機関 OCCTO-CSIRT メンバ）

イ．午後（広域機関内 OCCTO-CSIRT メンバ、情報システム室担当者、役員その他関係者）

5. 業務内容

本業務の委託に伴い、以下の作業を実施する。

(1) 実施計画書の作成

(2) 演習目的、演習参加者、評価項目の協議

(3) 演習シナリオの作成

(4) 演習で使用するマテリアルの準備・作成

(5) 演習参加者向けアンケート作成

(6) 演習実施、行動の評価

(7) 演習参加者へのアンケート実施と集計

(8) 実施結果報告書の作成と報告会実施

(9) 実施結果報告書の提出

6. 業務内容詳細

(1) 実施計画書の作成

ア. 受託者は、契約締結後10営業日以内を目途に、以下の項目を記載した本業務全体の実施計画書を作成し本機関へ提出すること。提出する本計画書等は本機関の合意を得ること（以降同じ）。

イ. 実施体制図 ※業務推進責任者の氏名と緊急連絡先を含むこと

ウ. 契約から納品までの作業項目及びスケジュール、業務フロー

エ. インシデント対応演習の全体像及び特徴

<想定しているスケジュール>

(1)実施計画書の作成	契約締結後10日以内
(2)演習内容、演習参加者、評価項目の協議	契約締結後10日以内
(3)演習シナリオの作成	2026年11月30日まで
(4)演習で使用するマテリアルの準備・作成	
(5)演習参加者向けアンケートの作成	
(6)演習の実施・評価	2026年12月前半のいずれか１日
(7)演習参加者向けアンケート実施	演習実施から３営業日以内
(8)実施結果報告書の作成と報告会実施	演習実施日以降～2026年12月25日まで
(9)実施結果報告書の提出	2026年12月25日まで

(2) 演習内容、演習参加者、評価項目の協議

受託者は、他国家の支援を受けた脅威アクターからランサムウェア攻撃を受けた場合を想定し、本機関で求められる対応を考慮した演習を設計するため、演習内容、演習参加者、評価項目を協議し、本機関の合意を得ること。

(3) 演習シナリオの作成とレビュー・完成

ア. 受託者は、中央省庁などの公的機関、または重要インフラに属する企業で過去に実施したインシデント対応演習に基づいて、本機関がサイバー攻撃を受けた時に求められる応動を考慮した演習のシナリオを作成し、本機関の合意を得ること（以降同じ）。

イ. 受託者は、サイバー攻撃を受けた際のログの確認、及びログの確認結果から得られた情報に基づいたインシデント対応の方針を判断・決定するための内容を含む演習シナリオを作成すること。

(4) 演習で使用するマテリアルの準備・作成

受託者は、(3) で作成したシナリオを実施するにあたり必要となるマテリアル（演習に使用するログ、攻撃者からの脅迫文など）を準備、または作成し、本機関の合意を得ること。

(5) 演習参加者向けアンケートの作成

受託者は、演習の参加者の演習の習得度や満足度等を確認するためのアンケートを作成し、本機関の合意を得ること。

(6) 演習の実施・評価

ア. 受託者は、演習シナリオに沿った演習の司会と進行を務めること。

イ. 受託者は、演習参加者の行動評価を行うこと。

ウ. 演習実施にあたっては、本機関職員を演習事務局としてアサインし、協働で演習を実施すること。

(7) 演習参加者向けアンケートの実施

受託者は、演習の参加者に対し、演習の習得度や満足度などを問うアンケートを実施し、集計結果を実施報告書で報告する。アンケート項目について事前に受託者が作成し、本機関が合意したものを設定すること。

(8) 実施結果報告書の作成と報告会実施

受託者は、演習の実施後に次の事項を含む実施報告書を作成し、上述の期日内に演習参加者向けの報告会を行うこと。

ア. 演習実施内容（演習シナリオの要約）

イ. 演習実施日当日のタイムスケジュール

ウ. 演習の評価項目/評価結果/講評

エ. 演習参加者のアンケート集計結果

オ. 演習全体の気づき・改善策等

(9) 実施結果報告書の提出

受託者は、上述の期限までに実施結果報告書を本機関に提出すること。

7. 検収・支払い

(1) 検収

納品物の確認終了をもって検収とする。(ただし、検収後であっても、納品物について実施内容との不一致が発見された場合は、当該不一致が広域機関の責に帰すべき場合を除き，貴社にて無償で納品物の修補を行うこと。)

(2) 支払い

検収完了後、月末締翌月末までに銀行振込にて、支払うものとする。

8. 秘密情報の保護

本委託業務に関連して開示する機関の秘密情報の適正な情報管理を維持するため、本機関の情報セキュリティ関連規程を遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。

(1) 本委託業務の契約締結時に、業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制について、本機関担当者に書面で提出すること。

(2) 本機関から秘密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。

(3) 本機関の情報セキュリティ関連規程の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて本機関の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。

(4) 本機関から提供された秘密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

(5) 再委託は原則として禁止とする。もしも業務遂行上、真にやむをえない事情により再委託が必要となる場合は、『資料１　再委託承認申請書』に基づき、再委託先にも上記と同様の制限を課して契約すること。

9. サプライチェーンリスク対策

本委託業務の契約締結時に、受注者の資本関係・役員の他社の役職との兼任に関する情報、委託 業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・ 実績及び国籍に関する情報を広域機関に書面にて報告すること。ただし、委託業務従事者に関する 情報は、個人単位（名指し）である必要はない。また、委託業務の全部又は一部を他の者に再委託する場合、再委託先に係る上記と同様の情報を広域機関に書面にて報告すること。

国籍についての例：　例１：全員日本人　例２：日本人５名、中国人１名、アメリカ人１名

10. 特記事項

(1) 本仕様書に記載されている事項について不明な点は、契約締結までに本機関へ確認を行うと。

(2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義については、本機関と協議のうえ決定することとする。

11. 添付資料

・資料１_再委託承認申請書

資料１_再委託承認申請書

再委託承認申請書

年　　月　　日

電力広域的運営推進機関
情報管理責任者　　殿

（受託者）住　　所
会 社 名
代表者名　　印

年　　月　　日付で締結した契約「　　」に関して、受託した業務の一部を下記のとおり再委託したく承認願います。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴機関に対する一切の行為について最終責任は当社が負うこととといたします。また、貴機関による再委託先に対する直接の実地監査の実施要請があった場合には、業務委託契約書の（再委託）及び（報告、監査・監督）の条項の規定に基づき再委託先もその義務を負うことを確約し、協力することを誓約いたします。なお、申請内容に異動・変更が生じた場合は、速やかに再申請いたします。

再委託先（　　次委託先） 住所　　： 会社名　： 代表者名：
再委託する業務内容・範囲（別紙によることも可）
再委託する理由・必要性（別紙によることも可）
再委託期間 年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで
再委託に関する契約書の有無（有の場合写しを添付、無の場合その理由） □　有　（　　） □　無　（　　）